

# Historical Materials Review "Record of the counselor's office in Horimatsu" 1

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/48275">http://hdl.handle.net/2297/48275</a>

## 史料紹介 「堀松相談所留帳」(一)

上田 長生

紹介にあたって

ここに翻刻・紹介するのは、能登国羽咋郡荻谷村の加賀藩十村役岡部家に伝存した「堀松相談所留帳」(1)である。岡部家文書(宝達志水町教育委員会蔵)は、明治一七年の前田家旧藩史用書籍編輯方からの要請を受けて岡部家が史料を貸与して以来、良質の加賀藩十村役文書としてつとに知られてきた。多くの筆写本が金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵の加越能文庫に収められ、数々の自治体史に活用されてきた。かかる岡部家文書の重要性に鑑みて、石川県立歴史博物館では一九八七年から二年間、文化庁文化財事業補助金を受け、計七五三八点の整理が行われて、「十村岡部家文書目録」が刊行されている(2)。

今回紹介するのは、右記目録の近世編のうち中項目「十村」の「御用所」に分類された史料の一点である。まず簡単に本史料の内容を述べしておく。

そもそも「相談所」とは、寛文期に加賀藩が領内各郡の十村たち

に設置を命じた十村の寄合所を指す。相談所については、「石川県史」に「民事の訴訟は、當事者若し郡方の農民なるときは、先づ居住地の肝煎・組合頭と議り、之を十村に訴へてその裁斷を仰ぐべく、十村の裁決する能はざるか、或はその裁量に不服なる場合には、訴状を十村相談所に提出し、尚不服なる時は郡奉行又は改作奉行に控訴す。」(3)と簡にして要を得た説明がなされている。すなわち、百姓による民事訴訟において、組支配の十村に訴えても解決できない場合に訴え出るのが相談所で、そこでも埒が明かなかった場合に、郡奉行か改作奉行へ訴えることとされていた。相談所は領内各郡に置かれたが、能登国口郡(羽咋郡・鹿島郡)では、遅くとも寛文八年までには羽咋郡堀松村に置かれていたことが確実である(4)。

こうした相談所における十村寄合の実態と性格については、これまでほとんど研究がなされていない(5)。しかし、十村による地域運営・支配を考える上で、相談所は極めて大きな意味を持っていたと考えられる。今後、筆者はその本格的な分析を進めていきたいと考えているが、その際に「堀松相談所留帳」は重要な手がかりを与え

てくれると思われる。本史料を通覧すれば、ただちに理解されるように、相談所では「石川県史」にいう民事訴訟以外にも、毎年三、九月に月一回、郡内の農業の状況に関する情報を持ち寄り、改作奉行に報告がなされていた。また、村々の肝煎交代時の誓詞なども相談所で行われていた。本史料では、月々の改作奉行への報告に挟まれる形で、郡内村々の百姓による訴訟が書き留められている。その内容は、水論・山論から相続出入・村方騒動にいたるまで多岐にわたっており、十村たちが郡中運営にあたって、どのような課題と向き合っていたのかを知ることができる。

最後に本史料の性格に触れておく。本史料は、宝永元年（一七〇四）から享保三年（一七一八）までの一五年間の口郡相談所の留帳である。相談所には改作奉行への報告と百姓の訴願内容を記した「留帳」が存在したことが、宝永三年八月の記事から判明する。まさにその留帳の原本か、原本作成と並行して筆写されたものが本史料だと考えられる。本史料の筆跡をみると、月々で書き手が変わっており、同一人物とおぼしき数名の筆跡が断続的に現れている。また、書き間違いの修正も散見されることから、相談所にあった留帳の原本が何らかの事情で岡部家文書に紛れた可能性はない。ただ、改作奉行への報告書の差出人名を追っていくと、各組の十村ではなく、病氣や御用不在時の代理を務めた伴や手代が署名している場合も多い。従って、当時「荻谷組」と呼称された羽咋郡六二か村を管轄した岡部家六代の長右衛門<sup>⑥</sup>と、その弟七郎兵衛・手代惣右衛門が原本から筆写したものである可能性もある。今のところ、後者の可能性が高いと判断される。

なお、本史料は全一四五丁と比較的大部であるため、三つに分割し、今回は宝永元年～五年分を紹介する。

- (1) 同文書の文書番号は五八六である（「十村岡部家文書目録」石川県立歴史博物館、一九八九年）。なお、写が金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫にも存在する（請求番号特16、631093）。
- (2) 以上の岡部家文書の調査経緯については、「十村岡部家文書目録」の解題に拠った。
- (3) 「石川県史」第三編、第一章制度法規 第三節司法（石川県、一九二九年、九三～九四頁）。
- (4) 「旧記」（富山大学区付属図書館菊池文書KKB543）。寛文八年二月一日に各郡の十村が寄り合う相談日を定めた改作奉行達から、能登口郡では堀松村、奥郡では宇出津村に相談所があったことが分かる。
- (5) 若林喜三郎「加賀藩農政史の研究」上（吉川弘文館、一九七〇年）二四七～二四八頁には、相談所で十村寄合が行われたという事実についての言及がなされている。
- (6) 小田吉之文「口郡十村土筆」（中川大正印刷舎、一九二八年）二〇・二七頁。ここでは、金沢市立玉川図書館近世史料館郷土資料所収本（請求番号0901993）を用いた。

〔付記〕本史料の閲覧・掲載にあたっては、宝達志水町教育委員会生涯学習課文化財室の竹森杏奈氏にお世話になった。記して感謝申し上げる。

(表紙)

堀松相談所留帳

宝永元年分	宝永六年分
同式年分	同七年分
同三年分	同八年分但同五月
同四年分	正徳元年ニ相改ル
	正徳式年分
同五年分	同「」
享保式年	「」 同六年分

五月

一高田組垣吉村山之内、田霧濱村・新屋村永請山之内、垣吉村方入合山与申懸り及出入、双方書付并絵図、右三ヶ村相談之上相調させ、三ヶ村之者罷出、口上聞届候、詮儀之上、田霧濱・新屋永請山与相考申二付、右両村之者入合草柴苧、垣吉村八入不申様ニ申渡候、則書付・絵図十村平右衛門方へ対シ候而相渡申候、以上

当月九日堀松相談所へ何も罷出、組々様子承合申候御事

一当御田地植仕廻、草修理懸り申候、頃日お照候而、村にお水不足仕、麦田仕兼申候御事

一麦所にお段々刈懸り申候、実入大形ニ御座候御事

一中嶋組別所村・瀬嵐村、寄肝煎願書付・御扣共四通上之申候御事  
右之外御郡中相替義無御座候、以上

宝永元年五月九日

御改作

御奉行

中嶋村  
与 一

三階村  
源右衛門

千代町村  
七郎右衛門

鯉目村  
太 間

堀松村  
弥五郎

笠師村  
宇八郎

高田村  
平右衛門

武部村弥左衛門川除御奉行御越二付せかれ  
太郎左衛門

荻谷村長右衛門川除御普請御用二付第  
七郎兵へ

相神村藤右衛門組之内委死人御座候二付手代  
傳右衛門

能登部下村市樂煩二付手代  
徳兵へ

(挟込付箋)  
〔代巻貫五百三十目 四十五匁図  
指引〆百七拾目過 〕

(挟込付箋)  
〔四百八拾六匁巻分九厘  
金巻歩 〕

受取

受取

〔挟込付箋〕  
「志貫七百目」

申合義共覚

一十村組下不殘度々相廻り候義ハ、役用ニ相つかへ、存様ニ難廻候ハ、度々相廻候儀子とも・手代相廻し、よわき村へ自身透々相考、度々相廻り、村成立候様ニ諸事心をつけ、無油断可申付義ニ候、左様ニ相心得廻り申十村も有之由尤成義ニ候事

一河端之村々常々心懸、崩申所ニ自普請を以川除仕、自分ニ籠なと調ふせ、常々二川なり直り申様ニ、其組々十村村肝煎・組合頭ニ毎度申付可然候、口ふさけニ一通り之触之様ニ申付候而ハ不罷成義ニ候、近年御物入多有之、河除御普請并被下籠等も難被成候、加州之内ニも左様之心入ニ而小籠ハ物入候ニ付、竹ニ而大籠ニ仕候へハ入用わつかにて、き々め宜候由申候、竹有之村ハ自分之竹ニ而籠を仕ふせ申所有之候、惣而河端之義ハ行当り先田地崩口指除度ニより、落込申崩口ニ川除仕候へとも、惣川落込申時ハ何を仕候而も存候所、常々河成直り申様ニ仕候へハ、をのつからせんく々ニ川崩口も除申様ニ成候事、大川なとハ左様ニ不罷成候へとも、左様之所ハ又水下も多候間、常々心懸専一二候、自普請ニ而ハ難成事も可有之候へとも、水下も多筈ニ候故心懸尤ニ候、惣而肝煎・組合頭能合点仕心持専一二候事

一公儀へよしかり候様ニ少ニ而も百姓相心得候へハ、皆々自分く々之損ニ罷成候、公儀御勝手之儀及承候間、跡々年々御介抱ニ而凶年もととりつき居申候間、向後御無心不申上、御貸米なども段々不殘指上申覚語可仕候、且又定作食（食）つミもの連々ニすく

なく、早寛米納ニ可仕候、自分之身代成立候様ニ常々心懸可申事、とかく肝煎・組合頭・十村常々無油断心懸不申候へハ不罷成義ニ候事

一他国とハ違、御国ハ御改作結構成儀忝御法を御立被成候、只今御勝手不相調時分、別而御恩をほうし、第一自分持高のかけにて渡世いたし候へハ、今生専一、後生之為ニもとかく御貸米等も返弁いたし、かり不申様ニ精を出し可申事

一先祖よりの持高他人へ切高仕候義ハ無念之事ニ候、田島作様ハ手入かんかへ次第米・さこく等出来かきり無之候間、村肝煎・組合頭・自分同名中迄をしへ、結構成御改作御法之しるし、今年なとの順成年心改、一村宛も公儀御苦勞ニ不罷成様ニ仕可申候事

一御扶持人組下之儀ハ、平十村之組下ハ諸事願事等も念ヲ入可申候、平十村之組ハ御扶持人吟味仕候、御扶持人十村之組之与ハ自身迄支配仕候へハ能相心得可申事

一度々被仰渡有之事ニ候得共、人間ハ不覚欲ニまかり申事多有之候、親類・縁者目懸之者之手前ゑかう無之様ニ可仕候、其上右之者共へ組下之普請等請取ニいたさせ申支不宜候事

以上

六月

一能登部組西場（西場）村と高田組花見月村山出入書付出シ候、双方致詮義候所ニ、花見月村方一作下シと申候、西馬場村方永請と申候、然所ニ山年貢年ニお多少之儀相尋候所ニ、其年山へ入込申人数ニ応シ多少有之候、且又坪内六郎丸兩人入合之品、何と歟筋目も有之

候やと相尋候、少も已前ノわけ相知不申、先年入来申由ニ候、右之品ニ候ヘハ、一作下シ之格ニ候、菟角<sup>⑤</sup>双方合点仕候様ニ申渡候、書付高田村平右衛門ヘ相渡ス

当月九日堀奈村相談所ヘ罷出、組々様子承合申候御事

一 御田地草生能御座候、草修理三番草取掛リ申候御事

一 打続日照ニ而、村ニ水不足之所罷出、随分水配分為致申候御事

一 畠方植仕廻申候御事

右之外御郡中相替儀無御座候、以上

宝永元年六月九日

御改作  
御奉行

中嶋村 与 一  
三階村 源右衛門  
千代町村 七郎右衛門  
武部村 弥左衛門  
堀奈村 弥五郎  
芹川村 兵 助  
笠師村 宇八郎  
高田村 平右衛門  
相神村藤右衛門煩ニ付せかれ 弥八郎

能登部下村市楽煩ニ付せかれ 孫 市

鯨目村太間組下流刑人 死去ニ付指合手代

七右衛門

荻谷村長右衛門御用ニ付金沢ヘ罷登リ申ニ付手代

加兵ヘ

八月

右何郡何用水損自普請ニ難成御座候ニ付、私共罷出見届致吟味、入札并図りを以御普請出来仕ニ付、丁場之品々帳面ニ記上之申候、以上

元禄元年何月何日

其郡御手合川除御奉行宛所

御扶持人 誰  
同 誰  
十村 誰  
同 誰  
同 誰  
右御郡用水御普請所見分之上、自普請ニ難成分、諸入用帳面記、銀高目録ニ指添毎春上候、来春ハ銀目録を以御普請願出来已後、右帳面奥書文言をかへ、丁場帳ニして上ケ申はつ、則案文前ニ記、御領国一統当年ハ御相談候旨、吉崎弥三郎様被仰渡ル  
一 武部与藤野村・鯨目組天神河原村草刈場之儀出入、双方罷出候、場所絵図相調、来春金沢ヘ罷出候様ニ申渡ス  
一 鯨目組後畠村・武部組古屋敷村・竹町村領境出入、双方罷出候、

右境目今般難申渡ニ付、追而見分ノ上可申渡旨と申付相返候

当月堀忝相談所へ、組承合申候御事

一当立毛永日照ニ而水不足、村々不出来ニ御座候、水廻宜村々ハ能作ニ御座候

一畠物当夏中、照ニ痛候得共、其以後雨降、植物ニ方生直リ申候御事

一相神組七海村・堀忝与百浦村・荻谷組野寺村・今浜村・子浦村、代り肝煎書付・御扣共拾通、并先肝煎御裏書物三通上之申候御事  
右之外御郡中相替義無御座候、事

宝永元年八月九日

藤右衛門

与一

御改作

御奉行

源右衛門

七郎右衛門

太間

弥五郎

弥左衛門

平右衛門

兵助

長右衛門

能登部下村市楽煩ニ付手代  
又助

当月九日堀松相談所へ何れも罷出、与々様子承合申候

一当立毛夏中永照ニて、水手寄宜村ハ立毛能御座候、村ニ方水不足之村ハ日損仕ニ付、御見立願申候間吟味仕、追付御断可申上候御事

事

一大豆・小豆実入大形ニ御座候御事

一相神与日用村・鰻目与二穴村・武部与殿村、代り肝煎願書付・御扣共六通、并御裏書物尙通上之申候御事  
右之外御郡中相替義無御座候、以上

宝永元年九月九日

藤右衛門

与一

御改作

御奉行

源右衛門

七郎右衛門

弥五郎

弥左衛門

宇八郎

平右衛門

五兵衛

鰻目村太間煩ニ付せかれ

能登部下村市楽煩ニ付せかれ

孫市

荻谷村長右衛門川除御用ニ付弟

七郎兵衛

芹川村兵助詰番ニ付手代  
伊右衛門

宝永貳年

三月分

荻谷村長右衛門組下末森山下苜御運上銀三拾五匁、此山支配人之内今濱村十兵衛と申者、延宝四年御年貢米不足仕、則十兵へ当り山代銀三拾目ニ永代麦生村六右衛門ニ壳渡候、夫右以来六右衛門支配仕、御運上銀差上来り申候、然所ニ右十兵へ右之山壳渡申義偽りニ而御座候、三ヶ年之間六右衛門ニ預ケ置申由にて、只今山取返シ申度旨書付申候、就夫十兵衛相談所へ呼出シ相たつね申候処ニ、永代壳申極証文六右衛門方出シ申候、十兵衛手前ニ三ヶ年之間六右衛門ニ山預候証文在之候哉と相尋候へ共無御座候、其上三ヶ年相立候と、六右衛門方山取返シ申聞候、其節相断可申処ニ三拾ヶ年過、只今及断申段不届之旨十兵へ申渡、何れも相返シ候、双方書付并証文等、写共ニ封シ、相談箱江入置

当月九日堀松相談所へ何れも罷出、組々様子承合申候御事

一当御田地過半荒起仕候御事

一麦草生宜相見へ申候、弥以随分修理仕候様ニ百姓中へ申渡候御事

一相神与領家七海村・笠師与豊田村・鯨目与符中村・藤橋村、代肝

煎願書付八通、先肝煎御裏書物式通上之申候

右之外御郡中相替義無御座候、以上

宝永貳年三月九日

相神村

藤右衛門

御改作

御奉行

三階村

源右衛門

荻谷村

長右衛門

千代町村

七郎右衛門

堀松村

弥五郎

笠師村

宇八郎

高田村

平右衛門

芹川村

兵助

武部村

弥左衛門

のとへ下村一染煩ニ付セかれ

孫市

鯨目村太間御用ニ金沢ニ罷出候ニ付セかれ

五兵衛

中嶋村与一煩ニ付手代

勘兵へ

四月分

藤井村頭振五郎兵衛後家方曾称村八左衛門・同村彦四郎对

シ出入仕ニ付、双方承届申渡候覚書

一藤井村頭振五郎兵衛方主人曾称八左衛門ニ米老石預置候所ニ五

郎兵衛病死之節式斗請取、相残八斗不足ニ候間、相渡候様ニ後家

方断ニ候、八左衛門申候ハ、五斗借請、其内式斗相渡候与申候、

双方共証拠も無之事二候へハ、八左衛門口上ニまかせ、五斗之内不足三斗後家ニ相渡候様ニ申渡候

一五郎兵衛方ハ姉智曾称村彦四郎ニ米五斗預ケ置候所ニ、右之米飯米ニ仕由ニテ、其代ニ田五斗目五郎兵衛作申候、五郎兵衛相煩申ニ付、彦四郎方ハ稻十式束刈取申ニ付、稻取ニ遣候へハ、六束相渡候、相残六束請取度旨五郎兵衛後家断ニ候、彦四郎申候ハ、年貢米五斗目〇五郎兵衛之ニ下シ為作申候へ共、五斗之米ハ預不申と申候、双方共ニ証拠も無之、批判難仕候、併五郎兵衛義彦四郎家筋之者ニ候へハ、病中又ハ死去之節、別而取持不便等加へ可申所、且而貪着不仕義、彦四郎不届沙汰之限ニ候、菟角彦四郎方ニ押置候六束之稻代米式斗五升彦四郎方ハ後家ニ可相渡旨申付候、勿論曾称村肝煎へも其段申渡候

北川尻村百姓五郎右衛門・同人伯父同村傳右衛門高出入仕ニ付、双方承届申渡候覚書

一北川尻村百姓五郎右衛門・同人伯父同村傳右衛門高出入之之義、只今耕作時分ニ候間、十式石八斗五升之高去年ハ傳右衛門支配仕候ハ、当年も其通ニ候、出入之義ハ来春金沢へ罷登申様ニ申渡候

右双方書付十村長右衛門ニ相渡置候、弥及出入ニ来春金沢へ罷登申節、右書付長右衛門金沢へ被致持参候様ニ申談候

当月九日堀泰相談所へ罷出、組々様子承合申候御事

一当御田地切田過半仕申候、村ニハ糞配懸り申候御事

一苗村ニハ頃日之寒ニ宜無御座候、去共天氣も能成候者、直り可申与奉存候、随分手入等仕候様ニ村々へ申渡候御事

一麦草生宜相見へ申候、菜種大形之出来ニ御座候御事

一荻谷組北川尻村百姓五郎右衛門・同人叔父傳右衛門与高出入仕ニ付、双方聞届、耕作最中之義ニ候間、田地支配之義ハ去年迄ノ通ニ仕置、出入者来春金沢江罷登り可申旨申渡候御事

一緩目組佐味村・荻谷組吉田村、立替り肝煎願書付四通上之申候、以上

右之外御郡方相替義無御座候、以上

宝永二年四月九日

御改作

御奉行

相神村  
藤右衛門

中嶋村

与一

源右衛門

太間

字八郎

平右衛門

兵助

長右衛門

弥五郎

千代町村七郎右衛門煩ニ付せかれ

二郎右衛門

能登部下村一楽煩ニ付せかれ  
孫市

武部村弥左衛門煩付せかれ

太郎左衛門

閏四月

一 千代町与圓井村・吉崎村用水江之義ニ付及出入、相談所へ罷出申  
ニ付、双方承候所ニ、圓井村田地之内ニ先規有来り候用水江ヲ  
つふし、新江筋相立、悪水はき江と申立候、早竟ハ吉崎村湯堰水  
をかへあけ可方便と相聞へ候、勿論吉崎村方何かと構申義も以後  
之つかへヲ考候様ニ相聞へ候、就夫先規有来候江筋相立、新江  
ハつふし候様ニ圓井村へ申渡候、且又圓井村御田地之内まつもと  
田式拾石へハ先規分木之水あて来り候へハ、吉崎村湯せき水先  
年方かへ申義ハ証拠無之候、然ハ湯堰水かへさせ申義難成旨、是  
又圓井村へ申渡候、則双方書付并吉崎村方出候絵図、且又分木高  
割之書付一所ニ符シ、相談箱へ入置

当月九日堀忝相談所へ私共罷出、与々様子承合申候御事

一 当御田地組々植懸申候、村ニ方苗悪敷御座候故、見合植付候様ニ  
百姓中へ申渡候

一 麦・菜種出来宜相見へ申候御事

一 千代町与羽咋村・堀松与印内村・笠師与笠師村、代肝煎願書付六通、  
并先肝煎御裏書物三通上之申候

右之外御郡中相替義無御座候、以上

宝永式年閏四月九日

藤右衛門  
与 一

御改作

御奉行

源右衛門

七郎右衛門

弥五郎

宇八郎

長右衛門

平右衛門

太 間

兵 助

武部村弥左衛門煩付せかれ  
太郎左衛門

能登部下村市楽煩付せかれ  
孫 市

当月九日堀忝相談所へ何處罷出、組々様子承合申候御事

一 当御田地式番草取懸り申候、併水不足之村ハ式番草取兼申候、永  
日照ニ付、麦田并村ニ方少々植付不申、乍然苗用意為致置申候ニ  
付、潤次第為植付可申候御事

一 畠方日照ニ付、植物仕兼申候御事

一 堀忝組矢藏谷村・谷屋村、代り肝煎願書付四通、先肝煎御裏書物  
式通上之申候、以上

右之外御郡中相替儀無御座候、以上

宝永二年五月九日

相神村  
藤右衛門  
中嶋村  
与 一

御改作  
御奉行

三階村  
源右衛門

鑿目村  
太 間

千代町村  
七郎右衛門

堀奈村  
弥五郎

武部村  
弥左衛門

高田村  
平右衛門

笠師村  
宇八郎

荻谷村  
長右衛門

能登部下村市楽煩ニ付せかれ  
孫 市

芹川村兵助煩ニ付せかれ  
源四郎

六月

一 小金森村・高島村山出入之儀ニ付、双方書付出候所ニ絵図も無之、其上只今行当申儀ニても無之候間、絵図相調、来春金沢ニて承届可申旨申渡、双方相返申候、書付十村兵助へ渡ス

一 能登部組西馬場村と高田組花見月村、去年六月山出入仕、双方罷出承届候所ニ、西馬場村と山年貢米相立候へハ、永請山と申候、花見月村ハ一作下シ申候、山年貢年ニハ増減有之候へハ、永請山と申証無之ニ付、双方納得之上一作請ニ可仕旨申渡相返申候、然

所ニ当月相談所へ西馬場村之者共罷出、去年之趣市楽せかれ孫市方迄相断候へ共、去年了簡之通ニ候間、此上ニも承引不仕候者来春金沢へ罷登、御郡御奉行へ相断候様ニ申渡相返申候

一 鷹濱村引網場之儀ニ付、同村十郎兵衛と牛之助・茂兵衛・権兵衛・八右衛門及出入、双方書付申候所ニ、跡々ハ入込網挽申候へ共、度々口論等出来、難儀仕候ニ付、去年四月十村長右衛門相断、網場所四統ハ割符仕候へハ、当春出来、十郎兵衛高網場相渡申儀不罷成申候、去年四月十村長右衛門方へ相断候へ共、先年方入込引来申場所、今般相改割符難申付旨申渡候、然ハ下ニて割取仕置出来、網手つかへニ罷成候儀不届ニ候、向後入込獵仕候様ニ申渡候、双方合点仕罷帰申候、則書付相談箱へ入置

当月九日堀奈相談所へ何も罷出、与々様子承合申候御事

一 当御田地草生能御座候、草修理三番取申候、先月永照ニ付、麦田并村ニハ少々植付不申分も、先頃ノ潤ニて不殘植付仕廻申候御事  
一 畠物植仕廻申候、大豆・小豆・稗先頃ノ永照ニて不出来御座候御事

一 堀奈与矢田村・武部与二宮村、代肝煎願書付四通、并先肝煎御裏書物老通上之申候御事  
右之外御郡中相替義無御座候、以上

宝永貳年六月九日

御改作

御奉行

藤右衛門

与 一

源右衛門

太 間

宇八郎

平右衛門

弥五郎

兵助

弥左衛門

千代町村七郎右衛門煩二付せかれ  
二郎右衛門

能登部下村市楽煩二付せかれ  
孫市

荻谷村長右衛門切死丹末類  
病死相見御用差合申二付弟

七郎兵衛

一非人頭・非人小頭在々廻り、松枝・柴ノ内苅込、又ハ花松等ニ至  
迄見置、何角下ニ而こだわり、早竟礼物可取心得ニて、下々をな  
つませ申様ニ相聞へ候、惣而七木一卷ノ義ハ右之者共へ會而不申渡  
義ニ候、向後右之族ノ義在之候共、食着仕間敷旨、酉六月酒井平  
佐殿方十村中へ可申渡旨、能登部下村孫市へ御申渡被成候

八月

高田組末坂村久介下右衛門去暮切高仕、同村武右衛門受取申候、則  
右兩人并五人組・肝煎・組合頭切高下証文いたし置候所ニ、貨物ニ  
切高仕候由ニ而、御高相渡不申候ニ付、当月相談所へ久助下右衛門  
并五人与・肝煎・与合頭罷出候故、田畑共立毛右兩人方仕付候ニ付、  
只今御高相渡かたく候間、当米を以去年武右衛門出候米本米を以相  
返候様ニ申渡相返申候、右書付共平右衛門ニ相渡置

当月九日堀松相談所へ何れも罷出、組々様子承合申候御事

一当立毛永照ニて、水不足之村々ハ不出来、其上虫指ニて宜無御座  
候、水廻り宜村々ハ能御座候御事

一畠物大豆・小豆宜御座候、粟・稗出来宜苅取申候御事

一相神組領家町村代り肝煎願書付式通、并先肝煎御裏書物老通上ケ  
申候御事

右之外御郡中相替儀無御座候、以上

宝永式年八月九日

与一

源右衛門

太間

弥左衛門

弥五郎

長右衛門

平右衛門

兵助

御改作

御奉行

義与下川除奉行

宇八郎煩二付せかれ

甚八郎

七郎右衛門煩二付せかれ

二郎右衛門

藤右衛門煩二付手代

宗兵へ

市楽煩二付手代

徳兵へ

当月九日堀松相談所江何れも罷出、組々様子承合申候御事

一 御郡中相搯申出入無御座候

一 稻当月初方段苜かゝり申候、当月廿日時分ニも苜仕廻可申と奉存候

一 麦・菜蒔植仕廻申候

一 出来米之分近々御藏納○申候<sup>仕</sup>

一 堀忝組松戸村・高田組高田村代り肝煎願書付式通、并先肝煎御裏書物式通上ケ申候

右之外御郡中相替儀無御座候、以上

宝永式年九月九日

御改作

御奉行

芹川村

兵助

堀忝村

弥五郎

鰻目村太間煩ニ付せかれ

五兵衛

武部村弥左衛門御用ニ而金沢罷有ニ付せかれ

太郎左衛門

笠師村字八郎煩ニ付せかれ

崑八郎

高田村平右衛門詰番ニ而金沢ニ罷有ニ付弟

三四郎

荻谷村長右衛門御見立御用ニ付弟

弥五右衛門

相神村藤右衛門金沢罷有ニ付手代

七郎兵衛

中嶋村与一御見立御用ニ罷出手代

傳右衛門

弥五右衛門

千代町村七郎右衛門御見立御用ニ付手代

左二右衛門

能登部下村市染煩ニ付手代

次右衛門

三階村源右衛門御見立御用罷出手代

少九郎

同三年分

三月相談所覚書

一 堀忝村弥五郎組下火打谷村百姓源右衛門・同傳右衛門セがれ太郎兵衛と、同組館開村ニ而元禄七年之切高二付及出入ニ、双方書付并兩人呼出シ承届申処ニ、切高請取人ハ傳右衛門ニ而候ヘハ、源右衛門方ニ且而申分有之間敷筈ニ候条、拾石高只今迄源右衛門支配之田地太郎兵衛ニ相渡シ可申旨、源右衛門ニ申渡候、双方書付ハ相談箱ヘ入置候

当月九日堀忝相談所ヘ何茂罷出、組々様子承合申御事

一 当御田地荒起仕廻、切田ニ取懸リ申候御事

一 麦草生、頃日風強候故、宜無御座候、随分ニ多修理等仕候様ニ百姓中ヘ申渡候、菜種不出来ニ御座候御事

一 相神組地保村、千代町組尾長村・垣内田村・中川村、堀松組末吉村・長沢村、武部組中挟村、代肝煎願書付拾四通、并先肝煎御裏書物

五通上之申候

右之外御郡中相替儀無御座候、以上

宝永三年三月九日

御改作

御奉行

藤右衛門

与一

源右衛門

太間

弥五郎

七郎右衛門

左衛門

兵助

宇八郎

平右衛門

惣右衛門

治右衛門

荻谷村長右衛門煩ニ付手代

能登部下村市染煩ニ付手代

四月

当月九日堀奈相談所へ私共罷出、組々様子承合申候御事

一当御田地田仕事出来仕、只今こゝ多配り仕申候、村ニお早稲植仕申候、苗不宜所ハ見合植付候様ニ百姓中へ申渡候御事

一麦草生直り、出穂之体宜御座候、菜種不出来ニ御座候御事

一干代町組吉崎村・武部組飯川村・中嶋組古江村、代り肝煎願書付六通、并先肝煎御裏書物式通上之申候

右之外御郡中相替儀無御座候、以上

宝永三年四月九日

御改作

藤右衛門

与一

御奉行

太間

弥五郎

左衛門

兵介

宇八郎

平右衛門

長右衛門

孫市

能登部下村市染煩ニ付せかれ

千代町村七郎右衛門湯治仕候ニ付せかれ

二郎右衛門

一堀奈組末吉村傳左衛門、西山村島高五拾壹石之内、先年穴口村百姓中永請ニ仕候場所、御公領知阿津見村に理不尽ニ作取候ニ付、弥五郎方御公領知へ内証申入候へハ、当春ニ至り島千歩斗相返申候ニ付、永請之義ニ候へハ、穴口村へ請取支配仕候様ニ申渡候へ共、支配仕義不罷成旨申候、其上七ヶ年ノ御年貢米穴口村御藏納不仕候故、年々脇よりあたし相濟置候故、双方書付相談所へ出シ候ニ付、穴口村百姓中并傳左衛門呼出シ永請ニて支配仕來候へハ、御公領知へとられ、島地少分ニ相成候而も無是非事ニ候間、向後支配仕、御年貢米跡々の通六斗宛御藏納可仕候、其上七ヶ年ノ御年貢米不足、六石之内老石五斗ハ穴口村百姓中出可申候、四石五斗ハ傳左衛門并末吉村永請ノ人々出シ可申旨、穴口村百姓中并傳左衛門・末吉村肝煎ニ申渡候、則双方書付符シ相談箱へ入置同組

一 岩田村きもいり茂右衛門病死仕、代り肝煎之義不埒ニ付、相談所  
ニ而承届可申候所ニ、作食出百性中有合不申候故、来月相談所ニ而  
承可申旨申渡候

一 同与(マ)

一 今濱・ちり濱川尻出舟被仰付、則手舟瀧村も相勤可申旨、松戸村・  
大念寺新村を書付出し、瀧村返答書出し申ニ付、戊四月九日相談  
所へ双方召出し、瀧村茂舟肝煎指図次第罷出、手舟相勤候様ニ申  
渡候

一 内浦出舟手舟不足ニ付、相勤申舟持迷惑仕ニ付、向後之義惣舟持  
中よないニ可仕旨、舟肝煎申渡、出舟手益無之様ニ可為致旨、舟  
持有之四人ノ十村中相談相極ル

五月

一 能登部与曾祢村惣兵衛後家養子仕度候間、願之通御奉行所へ被仰  
上可被下旨ニて罷出申候、追而一楽方を書付を以御断申上、御指  
図之上、養子願候様ニ申渡相返申候

一 同村惣兵衛、元禄十三年同村惣四郎与家屋敷なわしろ替合候而、惣  
四郎方銀子八拾五匁受取替置申候処ニ、悪地を渡、歩も不足旨  
断申候、最前相対を以替置、只今不勝手ニ候とて、何角申義沙汰  
之限ニ候与申渡相返候

一 堀松与岩田村代り肝煎之義、孫作・次兵衛兩人呼出、最前方村之  
者先肝煎セかれ伊右衛門願申義不相成旨申候へ共、少も伊右衛門  
ニ申立無之、肝煎給米まけ候様ニ申義不届千万ニ候、中間相談候

上、伊右衛門ニ代り肝煎申付候間、此段百性中へ為申聞、書付出  
し可申候、此上ニも書付判形不仕候ハ、十村中願上、御裏書  
を取肝煎為致候間、能く可申渡旨兩人ニ申渡候、小百性中書付ハ  
相談箱へ入置

〔挿入文書〕  
一 伊右衛門願申人々

利兵へ  
平右衛門  
十兵へ  
六左衛門  
又 六  
善右衛門

孫作願申人々

作左衛門  
甚右衛門  
利右衛門  
八兵へ  
儀兵へ  
吉左衛門  
六兵へ  
六郎兵衛  
長二郎  
吉兵へ

外次兵衛与申もの八十村共方

御さし図次第と申候

当月九日堀松相談所へ何も罷出、与々様子承合申候御事

一 当御田地植仕廻、壹番草過半取申候、頃日る照候而水不足仕、麦田仕廻不申候御事

一 麦・なたね段々苜取申候、実入大形ニ御座候事

一 千代町与飯山村代り肝煎書を御出候へ共式通、并先肝煎御裏書物壹通上之申候

右之外御郡中相替義無御座候、以上

宝永三年五月九日

相神村

藤右衛門

中嶋村

与一

三かい村

源右衛門

千代町村

七郎右衛門

かさし村

宇八郎

高田村

平右衛門

武部村

弥左衛門

のとへ下村一楽煩ニ付せかれ

孫一

芹川村兵助同断

源四郎

堀松村弥五郎同断

平七

鯉目村太閤同断

五兵へ

荻谷村長右衛門御郡御奉行御用ニ

指合申ニ付弟

七郎兵へ

六月分

一 相神組和田村・外原村山出入仕ニ付、肝煎・与合頭・小百姓之内罷出候へとも、今般三階村源右衛門罷出不被申候間、重而罷出候様ニ申渡シ相返候、書付并絵図藤右衛門請取候

一 堀奈組岩田村代り肝煎之義、前月相談所之時分、与合頭孫作并次兵衛呼出シ、代り肝煎茂右衛門せかれ伊右衛門ニいたさせ可然存候間、弥百姓中納得いたし、伊右衛門願候而、来月相談所へ書付出シ候様ニ百姓中へ可申聞旨申渡候ニ付、今般与合頭孫作相談所へ呼出シ相尋候処ニ、小百姓中納得不仕、伊右衛門代り肝煎ニ相立申聞數旨申由孫作申候ニ付、十村中る伊右衛門代り肝煎ニ願書付上ル、則半助殿へも委細藤右衛門口上ニ申上候

私与下岩田村肝煎茂右衛門病死仕ニ付、代肝煎之儀百姓中へ申渡候所ニ、何角埒明不申候、右茂右衛門せかれ伊右衛門儀御用可相勤慥成者にて御座候間、代り肝煎ニ被仰付可被下候、則持高品々帳面ニ書上申通、三拾四石五斗支配仕候、伊右衛門儀私親類・縁者にても無御座候、已上

宝永三年六月九日

十村堀松村  
孫五郎

御改作

御奉行

右堀松村孫五郎与下岩田村代り肝煎之儀、当五月相談所ニ而小百姓  
中手前詮儀仕申渡候へ共、埒明不申候付、先肝煎茂右衛門せかれ伊  
右衛門御用可相勤者と見分仕候間、代り肝煎被仰付可然奉存候、以  
上

源右衛門  
藤右衛門  
与一  
太間  
弥左衛門  
兵助  
七郎右衛門  
長右衛門  
平右衛門  
宇八郎  
市楽

当月九日堀松村相談所へ罷出、与々様子承合申候事

一御田地草生能御座候、草修理三番草過半取申候、永雨ニ而虫指申  
候へ共、天氣次第直り可申と奉存候、島方植物仕廻申候事  
一当月朔日洪水ニ而御座候得共、田畠相替義無御座候御事

一笠師与吉田村、中嶋与大平村、高田与花見月村、堀松与火打谷村・  
岩田村代り肝煎願書付拾通、并先肝煎御裏書物四通上之申候事  
右之外御郡中相替義無御座候、以上

宝永三年六月九日

藤右衛門  
与一  
太間  
宇八郎  
平右衛門  
弥五郎  
長右衛門  
兵助  
弥左衛門  
千代町村七郎右衛門煩ニ付せかれ  
のとへ下村一楽煩ニ付せかれ  
孫市  
三かい村源右衛門詰番ニ罷在  
ニ付手代  
庄九郎

一堀松与福井村孫十郎田地之内、上棚村二郎吉・穴口村次郎九郎ニ  
下置田地川土居、当五月廿七日大水ニ切損候ニ付、普請仕候様ニ  
二郎吉・次郎九郎ニ申候へ共、承引不仕由ニて、孫十郎書付・両  
人返答共ニ相談所へ出し候ニ付、孫十郎并与合頭二郎五郎呼出尋  
候へハ、村格ニて田地支配ノ者普請等仕候、大破之ふしんにて田  
地主自普請ニ難成候へハ、同名中を頼、そうすいニてもふるまい

ふしん為致申候、然ハ二郎吉・二郎九郎支配ノ内ハ田地主同事ニ候故、普請いたし可申事と孫十郎申候付、沙汰ノ限成村格相立置候、子細ハ小百性ノ田地大分ニ損、其身ふしん難成、同名中頼可申候へ共、為給候物無之候へハ、頼候へ而ふしん為致可申様も無之候ハ、田地捨可申外無之候、其上次郎吉・次郎九郎へ田地下候節、ふしんノ義証文ニも書のせ置候へハ各別ニ候へ共、其義も無之候へハ、ふしん可仕筋無之候、孫十郎自普請ニ難成候ハ、同名罷出、早速ふしん為致可申旨、孫十郎ニ次郎五郎ニ申渡候、ケ様ニ申渡候上、自然小百性中ふしん不仕捨置候ハ、孫十郎・二郎五郎普請仕間敷心底故、小百性中合点不仕筋ニ候故、兩人手前急度越度可相成旨申渡候へハ、兩人共小百性中申談、急度普請可仕旨請合申候、双方書付相談箱へ入置

宝永三年六月九日

今般堀忝相談所へ十村中罷出申ニ付、組々様子承合申候所ニ、先月廿八日・当月朔日之洪水ニ御田地并用水堤等損所無御座候、勿論山崩・潰家、人馬・御蔵・橋等相替義無御座候、定テ御郡中ノ義無心元可被思召与奉存候ニ付、私共方々御案内申上候、以上

戊ノ六月九日

御改作

御奉行

中嶋村

与

一

相神村

藤右衛門

今般之洪水ニ而、人馬并山崩・潰家・御蔵・橋等損所在之候ハ、可書上旨御紙面之趣奉得其意候、私共与下相尋申候ニ、右之品々損所

無御座候、為其御断申上候、以上

宝永三年六月八日

両郡十村中

生駒傳助殿

今井源六郎殿

八月

一和田村山出入ニ付、書付・絵図持参仕ニ付、論所山双方鎌留ニ申渡候、出入之義ハ来春金沢へ可罷登旨申渡候、元禄八年ニ右論所出入仕、双方相談所へ罷出候所ニ、十村中批判ニ而埒明申旨書付ニ相見へ候ニ付、留帳相改候へハ、双方鎌留ニ申渡、来春金沢へ可罷登と有之候、然ハ肝煎・組合頭偽り申段不届之旨申渡候、来春金沢へ罷登候ハ、不届之趣御奉行所へ可申上旨委細申渡相返候、双方書付并絵図共ニ藤右衛門ニ渡ス

当月九日堀忝相談所へ何れも罷出、与々様子承合申候御事

一当立毛夏中永雨ニ而不出来、其上にち付・虫指ニて宜無御座候、

水干之村々ニも善悪御座候御事

一畠物大豆能無御座候、其外大形之出来ニ而御座候御事

一堀忝与倉垣村代り肝煎願書付式通、并先肝煎御裏書物迄通上申候

御事

右之外御郡中相替義無御座候、以上

宝永三年八月九日

藤右衛門

与

一

御改作

太間

御奉行

弥五郎

弥左衛門

兵助

平右衛門

千代町村七郎右衛門煩二付せかれ

二郎右衛門

笠師村宇八郎同断せかれ

崑八郎

能登部下村市楽同断せかれ

孫市

三階村源右衛門詰番御用二付手代

少九郎

荻谷村長右衛門金沢御用二付手代

惣右衛門

当月九日堀委相談所何も罷出、組々様子承合申候御事

一御郡中指搦申出入無御座候

一麦・菜種最中蒔植仕申候

右之外御郡中相替義無御座候、以上

宝永三年九月九日

千代町村

七郎右衛門

堀委村

弥五郎

鰻目村太間煩二付せかれ

五兵衛

武部村弥左衛門御見立御用二付せかれ

太郎左衛門

高田村平右衛門御見立御用二付手代

久五郎

宝永四年分

当月九日堀委相談所へ何も罷出、組々様子承合申候御事

一当御田地荒起仕廻、所二方切田二懸申候御事

一麦・菜種草生宜無御座、其頃之雹荒二痛申二付、随分修理仕候様

二百姓中へ申渡候御事

一相神組里本江村、千代町与千石村、荻谷組上田村、鰻目組三室村、

武部組古城村・川田村代肝煎願書付拾式通、先肝煎御裏書物三通

上申候御事

右之外御郡中相替義無御座候、以上

宝永四年三月九日

三階村源右衛門御見立御用罷出申二付手代 庄九郎

中嶋村与一御見立御用罷出申二付手代 弥五右衛門

相神村藤右衛門御見立御用 罷出申二付手代

津右衛門

荻谷村長右衛門御見立御用二付手代 宗右衛門

笠師村宇八郎御見立御用二付手代 傳右衛門

芹川村兵助煩二付手代 伊右衛門

能登部下村市楽煩二付手代 徳兵衛

徳兵衛

徳兵衛

徳兵衛

藤右衛門

与一

御改作

御奉行

太 間

七郎右衛門

弥五郎

弥左衛門

長右衛門

兵 介

宇 八郎

平右衛門

能登部下村市染煩ニ付セかれ

孫 市

三階村源右衛門御檢地御用ニ

罷出申ニ付手代

庄 九郎

一 近年鹿多罷成、田島植物給損シ申ニ付、田島廻リニ繩網を張候へハ、一往ハおぢ候へ共、後ハ上を越、又ハ喰破無註夏ニ御座候、御公領知之義ハ御断申上、村々へ鉄炮御渡置、玉なしニ而打おどし候へ共、是におぢ不申由ニ御座候、左候へハ村ニ万鹿多居申所ハ近在申合、追払ちりくニ罷成申様ニ仕度御座候

一 近年松枝御払不被下候、就夫跡々御払之時分ハ御田地損所杭そたニも仕、百姓中自普請ニ為繕申候、其上薪等ニも仕候、只今ハ柴山ニも段々松苗出来仕ニ付下草たへ、連々雑木山も伐荒シ、弥百姓中薪不自由ニ罷成迷惑仕候、第一草柴無御座候而ハ、御田地糞草并夏中馬屋ふみしめニ可仕様無御座候、菟角前々之通御定直段を以松枝御払被下候得ハ、万夏百姓中勝手宜御座候

四月分

一 能登部与曾祢村惣兵衛元禄十三年同村惣四郎と家屋敷・苗代田共ニ替合候而、宗四郎方銀子八拾五匁請取替置申所ニ、悪地ヲ相渡シ、歩も不足之旨、宗兵へ方々書付并宗四郎返答書付出申候ニ付、双方承届申所ニ、先年地割之野帳之写ニて互ニ損徳無構替合請取、証文ニ同村七左衛門・八左衛門加判仕置候へハ、互ニ損徳有之候ても、只今相改可申様無之候間、左様ニ相心得候様ニ宗兵へニ申渡候、八左衛門義ハ病死仕ニ付、七左衛門ニ加判之義相尋候所ニ相違無之旨申ニ付、其通為致、口上書何も書付符シ相談箱江入置

一 笠師組三引村宗兵へ・高田組田霧濱村善兵へ密通ノ義ニ付相談所へ罷出申ニ付、両村肝煎・与合頭迄よび出シ、此出入中間承候而も埒明申義ニて無之、其上互損徳之申分ニて無之、早竟著ノ様ニ相聞へ候間、下ニて埒明候様ニ可仕候、其上ニも双方合点不仕候ハ、宇八郎・平右衛門召連、金沢へ罷登、御断可被申上候間、何も罷帰候様ニ申渡候、則双方書付兩人ノ十村衆へ相渡ス

当月九日堀松相談所へ何も罷出、与々様子承合申候御事

一 当御田地切田過半仕申候、村ニ万糞配申候、併浦方觸捕不申候故、こまわし手搦申候ニ付、随分野こへ等仕候様ニ村々へ申渡候御事

一 苗一統宜御座候、麦も頃ノ潤ニて直り申候、菜種ハ悪敷御座候  
一 相神与日用村、中嶋組和倉村・新保村、堀泰与館開村・二所宮村

代肝煎書付十通、并先肝煎御裏書物五通上之申候  
右之外御郡中相替義無御座候、已上

宝永四年四月九日

御改作

御奉行

相神村  
藤右衛門  
中嶋村  
与一  
三階村  
源右衛門  
千代町村  
七郎右衛門  
鰻目村  
太間  
笠師村  
宇八郎  
荻谷村  
長右衛門  
高田村  
平右衛門  
芹川村  
兵助  
武部村弥左衛門煩二付せかれ  
能登部下村市染煩二付せかれ  
堀委村弥五郎金沢へ罷登申二付手代  
兵右衛門  
孫市  
太郎左衛門

当月九日堀松相談所へ何も罷出、与々様子承合申候御事

一当御田地植仕廻、老番草取かゝり申候、村ニ右麦田仕申候御事  
一麦実入宜敷御座候、菜種刈取申候、実入能く無御座候御事

一荻谷与散田村・新保村・中野村、笠師組七原村代り肝煎書付・御  
扣共八通、并先肝煎御裏書物四通上之申候  
右之外御郡中相替義無御座候、以上

宝永四年五月九日

御改作

御奉行

中嶋村  
与一  
三かい村  
源右衛門  
芹川村  
兵助  
武部村  
彌左衛門  
堀松村  
弥五郎  
鰻目村太間煩二付せかれ  
能登部下村市染同断  
笠師村宇八郎同断  
千代町村七郎右衛門義福嶋浅右衛門殿  
御郡廻二付せかれ  
高田村平右衛門同断弟  
相神村藤右衛門金沢へ御用罷登手代  
荻谷村長右衛門煩二付手代  
三兵衛  
三郎  
津右衛門  
二郎右衛門

当月九日堀松相談所へ〇罷出、与々様子承合申候御事

一 御田地只今迄潤能御座候故、草生一段宜御座候、則三番草ニ取懸り申候御事

一 畠方植物仕廻段々修理仕申候御事

一 武部与麻生村・小池川原村、中嶋与石崎村・祖濱村、堀松与坪野村・岩田村代り肝煎書付・御扣共ニ拾式通、并先肝煎御裏書物四通上之申候御事

右之外御郡中相替義無御座候、以上

宝永四年六月九日

藤右衛門  
与 一

源右衛門

長右衛門

七郎右衛門

弥五郎

宇八郎弥左衛門

平右衛門

孫 市

崧 八郎

源 四郎

一 武部組久乃木村代り肝煎同村組合頭七郎兵衛ヲ願候得共、勤申事成不申与申候、久乃木村之義難義在所ニ御座候間、給米之内卷石引、たれニても被仰付可被下旨百性之内十人書付出シ申候ニ付、百性共尋候所ニ給米卷石引、肝煎望申者も無之、其上弥七郎兵衛願申書付ニ而きらい申品も無之候得ハ、弥七郎兵衛ヲ代り肝煎ニ

可然候間、願書付可出与申渡相返候

亥八月九日

当月九日堀松相談所江何處罷出、組々様子承合申候御事

一 当立毛中稻去月十七日之大風ニ痛申候、晚稻只今穗ニ出申候、所ニ右にち付申候、善惡難見分御座候御事

一 畠物大形之出来ニて御座候御事

一 堀松組狹谷村代り肝煎願書付式通、并先肝煎御裏書物卷通上申候御事

右之外御郡中相替義無御座候、以上

宝永四年八月九日

与 一

七郎右衛門

太 間

弥五郎

弥左衛門

兵 助

宇 八郎

長右衛門

孫 市

三 四郎

津右衛門

津右衛門

能登部下村一乘煩ニ付セかれ  
高田村平右衛門詰番ニ罷登申ニ付弟  
相神村藤右衛門破損舟御用ニ  
福浦村ニ罷有候ニ付手代

三階村源右衛門煩ニ付手代

少九郎

当月九日堀奈へ私共罷出、組々様子承合詮儀仕申候

一当立毛両度之大風ニ痛御見立願申ニ付吟味仕、追而御断可申上候御事

一武部組久乃木村・能登部組金丸出村・荻谷組北川尻村代肝煎願書付六通、并先肝煎御裏書物三通上申候御事

右之外御郡中相替儀無御座候、以上

宝永四年九月九日

御改作

御奉行

藤右衛門

与一

源右衛門

太間

弥五郎

弥左衛門

七郎右衛門

長右衛門

兵助

平右衛門

孫市

崑八郎

当月九日堀奈相談所へ私共罷出、組々様子承合申候御事

一当御田地こゑ配仕、村ニ方早稻植懸り申候、苗悪御座候ニ付、見

合植付候様ニ村々へ申渡候、浦方罫捕不申候故、こゑいわし手搯申ニ付、随分野こゑ等油断不仕候様ニセこを入申候御事

一麦実入宜相見申候、菜種悪敷御座候御事

一相神組千浦村・小窪村・草江村、荻谷与大海川尻村、武部組八田村・

石塚村、鰻目組国分村・祖母浦村、芹川組高島村、笠師組土川村

代り肝煎願書付式拾通、并先肝煎御裏書物五通上之申候御事

右之外御郡中相替義無御座候、以上

宝永五年四月九日

御改作

御奉行

源右衛門

与一

藤右衛門

兵助

七郎右衛門

宇八郎

弥左衛門

弥五郎

二郎右衛門

長右衛門

孫市

津右衛門

五兵衛

能登部下村市染煩ニ付セかれ

後 相神村藤右衛門御用ニ付金沢罷有

ニ付手代

前 鰻目村太間煩ニ付セかれ

戊子五月

増田半助殿御代初、相談所御出

松永安左衛門殿

一高田村平右衛門組田霧濱村助兵衛、同村与兵衛娘助兵衛妻へ遣置候所ニ病死仕、娘式人有之候、与兵衛娘衣類之内、与兵衛取<sup>取</sup>シ置、相残分助兵衛方ニ有之分与兵衛方<sup>方</sup>一所謂取置、式人孫成人仕候ハ、とらせ申度候間、助兵衛方ニ有之分相渡シ候様ニ仕度旨、助兵衛申候ハ、与兵衛<sup>が</sup>ニ有之衣類取返申度旨、双方及出入書付出申ニ付承届、与兵衛方ニ有之衣類之分ハ与兵衛ニ預候、助兵衛方ニ有之衣類之分ハ助兵衛ニ預候、式人娘成人仕候ハ、両人方ニ有之衣類右娘共ニ相渡候様ニ申渡、則両人方衣類預証文取、書付一所ニ相談箱<sup>立</sup>入置申候、以上

一能登部与曾祢村、宝永四年分肝煎・小百姓算用相差引無之、証文帳ニ同村惣兵衛判形不仕候ニ付、对肝煎申分<sup>之</sup>義有之候哉と相尋候所、对肝煎毛頭申分無御座候、先年同村惣四郎と替地出入仕候ニ付、依之証文帳ニ判形不仕旨申ニ付、右出入最前事済申義、其上ニも申分有之候ハ、重<sup>重</sup>書付を以相断可申所ニ無其義も、肝煎・小百姓算用相済証文ニ判形不仕段沙汰之限と段々申渡候所、承知いたし奉誤候間、右証文帳ニ判形可仕旨書付出ニ付、符シ相談箱へ入置

一荻谷村長右衛門組宝達村と里方拾ヶヶ村と山出入、并野島之儀ニ

付出入書付出シ、双方罷出候ニ付、山出入之儀ハ御郡御奉行御支配、野島出入ハ御改作御奉行御支配之事ニ候間、書付両通ニ相調出シ候様ニ申渡シ、則双方書付等不殘長右衛門ニ相渡候、山出入場所本間口と申所、先年宝達村<sup>の</sup>支配仕来り、里方十ヶヶ村と入相山ニ無之旨宝達村<sup>の</sup>申候、里方<sup>の</sup>ハ先年<sup>の</sup>入相山<sup>之</sup>由申候、左候ハ、本間口ハ論所之地ニ候間、出入埒明不申内ハ双方とも<sup>とも</sup>留<sup>留</sup>ニ可仕旨申渡候、其外<sup>外</sup>双方入相山ニ而申分無之、山ハ草柴等双方<sup>の</sup>苜<sup>か</sup>候様ニ申渡候、勿論島も只今迄支配仕来り候通りニ、双方改作等仕候様ニ申渡候、野島出入埒明不申内ハ双方共ニ歛入少も仕間敷旨、双方へ申渡シ相返シ申候

一能登部与長曾川、金丸出村用水せき場、日旱之時分下曾祢村<sup>の</sup>たまり水かへ取迷惑仕旨及断申ニ付、双方口上承届候所ニ、右之湯せき金丸出村<sup>の</sup>せき上来り、曾祢村<sup>の</sup>人足等手伝も不仕与金丸出村<sup>の</sup>申候、下曾祢村<sup>之</sup>者共人足手伝にハ不仕候へ共、前<sup>前</sup>方<sup>方</sup>かへ来候<sup>与</sup>申候、其外証拠等無之、<sup>前</sup>方<sup>方</sup>かせき来候へハ、金丸出村湯せき<sup>と</sup>存候、是以後下曾祢村<sup>の</sup>湯せき之水かへ取不申様ニ申渡候、双方書付相談箱へ入置

当月九日堀忝相談所へ私共罷出、与々様子承合申候御事

一当御田地麦田植仕廻、苅番草過半修理仕申候御事

一麦苅前照相続、出穂時分<sup>分</sup>実入宜無御座候御事

一与ニ<sup>と</sup>出入御座候へ共、夫々申渡、下<sup>下</sup>埒明申候御事

右之外御郡中相替義無御座候、以上

宝永五年五月九日

御改作

御奉行

藤右衛門  
与一

源右衛門

七郎右衛門

弥左衛門

弥五郎

長右衛門

平右衛門

芹川村兵助煩ニ付せかれ  
源四郎

鰻目村太間煩ニ付せかれ  
五兵衛

笠師村宇八郎煩ニ付せかれ  
崑八郎

能登部下村市楽煩ニ付せかれ  
孫市

六月分

六月分

一能登部与良川村と高田与黒氏村佐四郎と野草苅取之義ニ付及出入、双方書付申出付、申渡候者、先年草苅来申義も証拠無之候へ者、佐四郎懸作高有之義ニ候へハ、田草ニ苅申義ハ各別之事、馬草ニ苅取申間敷旨佐四郎ニ申渡候、良川村之者共へも一所ニ右之趣申渡候、則双方書付相談箱へ入置

一荻谷村長右衛門組下子浦村と吉野屋村と川除場所并川堀替之儀ニ付及出入ニ、双方書付・絵図出シ申出付、両村肝煎呼出シ申渡候ハ、惣而川原相論之儀ハ絵図之表にてハ批判難致候故、長右衛門被罷出、見分之上存寄之通境目等被相立候様ニ長右衛門ニ申談候間、両村共罷帰候様ニ申渡候、絵図・書付ハ長右衛門ニ相渡候

当月九日堀委相談所江罷出、組々様子承合候御事

一当御田地上用ニ入照、其上北風ニ而草生一流宜御座候、草修理三番草仕廻、四番草ニ取懸り申候御事

一畠方植物宜無御座候

一相神与谷神村、中嶋組外原村・中嶋村、笠師与荻屋村、芹川与藤井村・福田村、代り肝煎願書付拾式通、并先肝煎御裏書物式通上之申候

右之外御郡中相替儀無御座候、以上

宝永五年六月九日

藤右衛門

与一

源右衛門

太間

兵助

弥五郎

長右衛門

平右衛門

孫市

御改作

御奉行

能登部下村市楽煩ニ付せかれ

笠師村字八郎同断

菟八郎

千代町村七郎右衛門煩三付手代

宇兵衛

武部村弥左衛門金沢江罷登

武兵衛

申二付手代

子七月三日御郡御奉行方中嶋村与一金沢へ被召寄、御郡方御縮  
り之義ニ付、御算用場方申候御紙面之写御渡、十村共寄合縮  
り方之義相談可仕旨被仰渡、同十三日田霧濱ニ而十村中寄合委

細申談候

御郡方之義、前々諸事結構ニ被 仰付置、不作仕候得者、夫々定  
免之内引免被仰付、其上給物致不足候年ハ定作食米之外御貸米被仰  
付、段々被加御憐愍候、左候へハ末々迄勝手丈夫ニ成立可申義ニ候、  
然所ニ心得悪、無用之費等仕、勝手取続兼申所百性も有之体ニ候、  
尤其身之不覚語（申）申なから、及困窮之沙汰候得ハ、早竟御仕置ニも  
懸り申義ニ候故、大切之御事ニ候条、諸事相慎、百性丈夫ニ成立候  
様ニ各勘弁候而、末々急度御申渡相縮候様ニ可被相心得候、右之趣  
今般御算用場迄 御書出を以各江も可申談旨被 仰出候付、如此ニ  
候、以上

子六月廿二日

御算用場

此充所十村中御請 今井源六郎殿 （重美、能州郡奉行）

生駒傳助殿 （同）

永原権丞殿 （幸始、加州郡奉行）

二指除候

本保才三郎殿 （重信、同）

右御算用場御紙面之趣被仰渡奉得其意、私共与下百性・頭振ニ至迄、  
耕作かせき等随分情ニ入、諸事相慎、簡略専一ニ相心得、少も費成  
義無之様ニ仕、勝手方丈夫ニ成立申様ニ急度申渡、縮り仕申二付、  
私共方御請上之申候、已上

宝永五年七月廿六日

鹿嶋郡十村中嶋村

与 一

同鏡目村

太 間

同武部村

弥左衛門

同高田村

平右衛門

同笠師村

宇 八 郎

同芹川村

兵 助

同能登部下村

市 楽

羽咋郡十村相神村

藤右衛門

同堀奈村

弥 五 郎

同千代町村

七郎右衛門

同荻谷村

長右衛門

羽咋・鹿嶋両御郡百性・頭振等ニ至迄、勝手丈夫ニ成立候様ニ

縮可仕旨、今般就被仰渡縮方仕様書上ケ申候

一耕作かセキ等随分情ニ入、諸事相慎簡略専一ニ相心得、少も費成義無之様ニ仕、勝手丈夫ニ成立候様ニ可仕候、自然不届之者有之候ハ、随分呉見仕、互ニ勢子を入可申候、其上ニも油断仕者之義ハ、肝煎・与合頭方ハ十村へ可申聞候事

一男女共衣類之義、木綿布之外御停止ニ候へハ、弥急度相守、向後妻子等帯或ハ笠紐又ハたはこ入等ニも一切絹之類堅ク無用ニ候  
且又袋はき申、自然遠背仕者候ハ、肝煎・与合頭見付次第ニはき取可申候、見逃シ置十村見付候ハ、肝煎・与合頭可為不届事

一家居見苦敷候共、家仕直シ申聞敷候、何とそ尤之品有之、家作不仕候而不叶義ニ候ハ、十村へ相断可申候、見分之上可申渡候、たとへ古家修覆等仕候共成程輕ク可仕候、且又あせち等仕候共、別家相立申義堅ク無用ニ候、只今迄有来候あせちニも別家ニ候ハ、早速壳払可申候、当分買手無之候ハ、こほち置可申候、自然遠背仕者有之、十村見聞仕候ハ、肝煎・与合頭可為不届事  
一神事・祭礼、或ハ聳取・嫁取又ハ葬礼・法事等仕節、成程輕ク可仕候、此段肝煎・与合頭吟味可仕事

一男女共金沢見物、或ハ寺參ニも、兎角金沢江罷登申義無用ニ候、此段肝煎・与合頭吟味可仕候、且又男女共金沢菅笠着用仕聞敷候、見分悪ク候共、下直成笠着用可仕事

一宿方之外、在ニ酒其外無用之売物一切為売申聞敷候、此段肝煎・与合頭吟味可仕候、且又宿方へ罷出、酒屋ニ酒たへ申候共、奢たる体少も仕聞敷候、勿論声高ニ咄等ニも仕聞敷候、自然左様

之者有之候ハ、酒屋も急度可為不届事

一何方御坊方被罷越法談等仕候共、妻子等ニ至迄參詣仕候共、耕作かセキ之悶ニ不罷成候様ニ相心得參詣等可仕事

右御郡方之義、前ハ右結構ニ被為仰付候得共、心得悪敷無用之費等仕、勝手取統兼申ニ付、今般被為入御念、就被仰渡、奉得其意、則十村共寄合相談之上御縮方之義了簡仕、百性・頭振ニ至迄急度申渡、縮仕候趣書上ケ申候、以上

宝永五年七月廿六日

鹿嶋郡十村中嶋村

生駒傳助殿

同郡三階村

今井源六郎殿

羽咋郡十村相神村

八月分

当月九日堀忝相談所何罷罷寄、組ハ承合申候御事

一当立毛大形ノ出来御座候、畑物能御座候御事

一組ハ出入等無御座候御事

一荻谷与今濱村・御館村、堀忝組神代村、中嶋組瀬嵐村、代肝煎願

書付八通、并先肝煎御裏書物四通上之申候御事

右之外御郡中相替義無御座候、以上

宝永五年八月九日

相神村

御改作

藤右衛門

御奉行

源右衛門

堀奈村  
弥五郎  
武部村  
弥左衛門  
荻谷村  
長右衛門  
高田村  
平右衛門  
能登部下村市樂就  
病氣  
孫市  
七かれ  
笠師村宇八郎病氣ニ付セかれ  
五八郎  
緩目村太閤病氣ニ付セかれ  
五兵衛  
千代町村七郎右衛門病氣付手代  
宇兵衛  
芹川村兵助病氣ニ付手代  
伊右衛門  
中嶋村与一金沢江籠登申ニ付  
手代  
傳三郎